(表)

第 号

身 分 証 明 書

所属名

職名

氏 名

上記の者は,倉敷市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成 25 年市条例第 49 号)第8条第1項の規定による立入検査を行うことができる者であることを証明する。

 交付
 年
 月
 日

 (有効期限
 年間)

ΕIJ

(裏)

倉敷市風致地区内における建築等の規制に関する条例抜粋

- 第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第2条第1項各号に揚げる行為について関係人から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に当該土地に立ち入らせ、当該土地若しくは当該土地にある物件若しくは当該土地における行為の状況を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は,犯罪捜査のために認められたものと解釈しては ならない。